

根室市選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた。

令和4年6月17日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
(変更前) 第3投票区 (変更後) 第2投票区	(変更前) 第3投票区以外の全ての投票区 (変更後) 第2投票区以外の全ての投票区